

1. 2022年度の付加価値税・法人税の納付期限延長へ

政府は、2022年5月28日付政令・第34/2022/ND-CP号を発行し、付加価値税、及び、法人税の納付期限延長を決定しました。延長を希望する場合、当政令の付録様式にて、2022年9月30日までに申請を行う必要があります。延長は納付のみであり、申告日の延長はありません。

① 対象となる業種・事業規模

対象業種は、農林水産業、食料品・縫製品・皮革品・木工品（家具を除く）・菓製品・紙製品・ゴム・プラスチック製品・非金属鉱物製品・金属製造、金属表面処理、電子製品・コンピューター・眼鏡・自動車・その他車両・家具製造、建設、出版、映画・テレビ番組制作、録音、飲料品製造、印刷・コピー、石炭、石油精製、化学製品製造、オートバイ製造、機械・設備の修理・保守、廃水処理、運輸・倉庫業、宿泊業、ケータリングサービス、教育・訓練、健康・社会支援事業、不動産業、人材派遣業、旅行代理店、旅行促進・機関に関連する支援サービス、芸術創造、芸能活動、図書館・博物館・その他文化的事業、運動、レクリエーション、映画、ラジオ、テレビ、コンピュータープログラミング、コンサルティング、その他コンピューター関連事業、情報サービス等です。

小企業・零細企業も対象となっており、農林水産業・建設業の場合、社会保険の年間平均加入者数が100名以下であり、且つ、売上500億ドン以下、若しくは、資本200億ドン以下のケースが該当します。貿易・サービス業の場合、社会保険の年間平均加入者数が50名以下であり、且つ、売上1千億ドン以下、若しくは、資本500億ドン以下のケースが該当します。

②対象税目

1) 付加価値税

i) 月次申告適用の場合

納付期日は翌月20日ですが、3月～5月分に関しては、納付期日は6ヵ月延長され、6月分は5ヵ月、7月分は4ヵ月、8月分は3ヵ月延長されます。



ii) 四半期申告適用の場合

納付期日は翌月末日ですが、第1四半期の納付期日は6ヵ月延長され、第2四半期の納付期日は、5ヵ月延長されます。

2) 法人税

予定納付の期日は、四半期翌月の30日ですが、第1四半期、及び、第2四半期の期日は3ヵ月延長されます。